

＜令和 3 (2021) 年度公募における主な変更点＞

- (1) 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」等を踏まえた、競争的研究費制度の改善
- 「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年 5 月 22 日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ）を踏まえ、科研費においても令和 3 (2021) 年度から研究代表者及び研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費の支出が可能となります。
- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、令和 2 (2020) 年 4 月から、科研費により雇用される若手研究者が一定の条件の下、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等の実施を可能としています。